

天理市上下水道局建設工事等郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天理市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事及び測量又は建設コンサルタント等業務委託（以下「建設コンサルタント等業務委託」という。）について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 郵便入札の対象となる工事及び業務（以下「工事等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が郵便入札を行うことが適当でないと認める工事等は、この限りでない。

- (1) 一般競争入札の方法により契約を締結しようとする建設工事
- (2) 指名競争入札の方法により契約を締結しようとする建設工事
- (3) 建設コンサルタント等業務委託

(入札の公告又は通知)

第3条 管理者は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、本要領を適用する旨を天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する公告又は規則第11条第2項に規定する通知に明記するものとする。

(入札の回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、初度のみの1回とする。ただし、落札者がいないときは、1回限り、再度、入札を行うものとする。

(郵便入札の方法)

第5条 入札者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限日までに郵便により提出しなければならない。

2 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事等の名称及び入札者名を記載した上で、外封筒に入

れなければならない。

3 入札者は、外封筒の表面に開札日、工事等の名称、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票（様式第1号）を貼付しなければならない。

4 請負代金内訳書の提出が義務付けられているときは、外封筒に入札書が封かんされた中封筒と請負代金内訳書を同封しなければならない。

5 前各項に規定する方法により入札書及び請負代金内訳書（以下「入札書等」という。）を送付しなかったとき、又は入札書等が到達期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

（入札書等の保管等）

第6条 管理者は、入札書等が到着したときは、開札執行まで総務経営課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、差替え又は撤回をすることができない。

3 入札者は、入札書等を送付した後、提出期限日までは書面で管理者に届け出るにより入札を辞退することができる。

（送付費用等の負担）

第7条 入札書等の送付に係る費用及び郵便入札について入札者が要した費用は、当該入札の結果にかかわらず、入札者の負担とする。

（入札の無効）

第8条 次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札参加資格に関するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者によりなされた入札

イ 入札の開札日において、局から入札参加停止措置を受けている者によりなされた入札

ウ 天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する措置要件に該当する者によりなされた入札

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によること

とされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は申立てをなされている者によりなされた入札（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）

オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者によりなされた入札

カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者によりなされた入札（ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）

(2) 入札手続きに関するもの

ア 同一入札案件について同一人が2通以上の入札書等を送付した入札

イ 第5条に規定する方法によらない入札

ウ 入札書等が到着期限日を過ぎて到着した入札

エ 封筒に入札書等以外のもの（事後審査における競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を除く。）が同封された入札

オ 請負代金内訳書の提出が義務付けられている場合において、請負代金内訳書が同封されていない入札

カ 封筒に貼付された郵便入札送付票の工事等の名称と入札書等の工事等の名称が異なる入札

(3) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札の延期等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期、中止又は取り消すことができる。

- (1) 郵便事情等により事故が発生した場合
- (2) 不正な行為等があると認める場合
- (3) その他管理者が特に必要と認める場合
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。